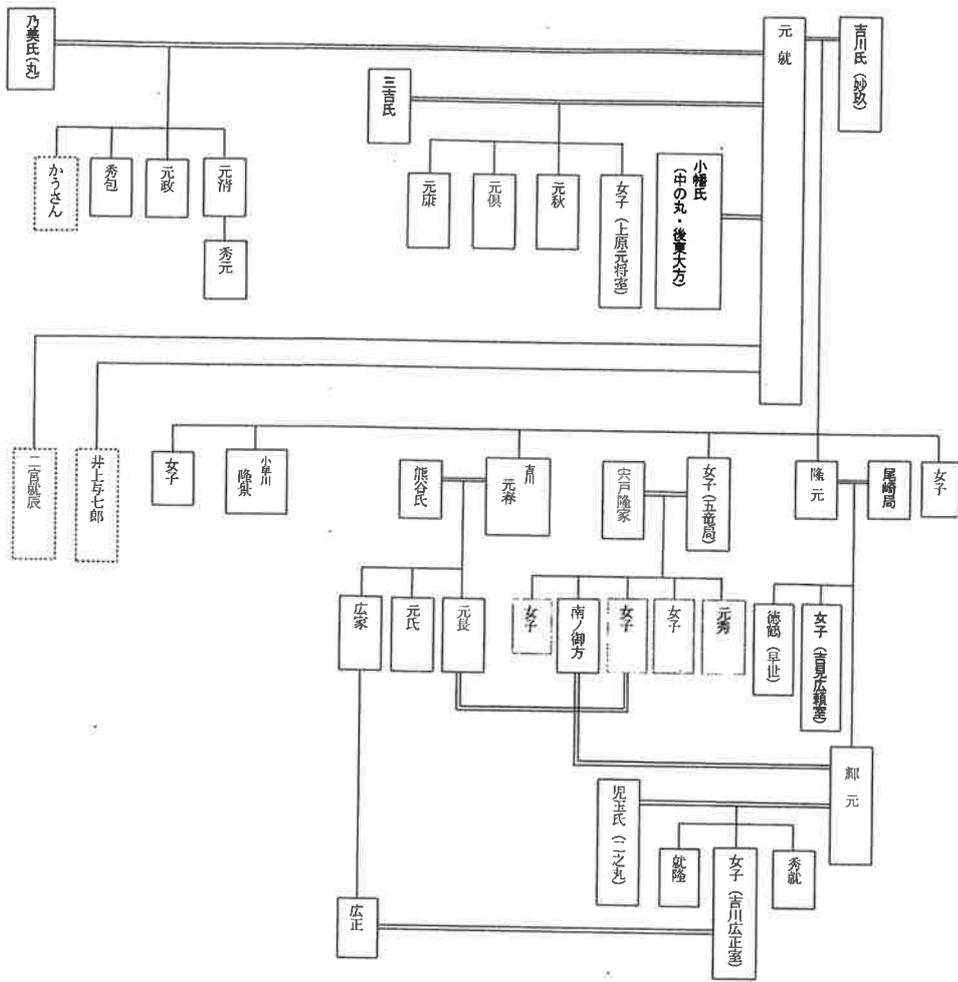


# 毛利元就と毛利家の女性たち

はじめに

毛利氏関係系図



★ 『江氏家譜』、『近世防長諸家系図』等に未記載

県立広島大学 五條小枝子

## I 毛利元就の生い立ち

### ① 毛利元就書状写隆元書寫 第五条 『毛利家文書』四二〇

我等八五歳にて母弘元夫人福原氏二はなれ候、十歳にて父(弘元二はなれ候、十一歳之時、興元京都へ被上候、誠無了簡ニなし子ニ罷成、大かた殿弘元側室あまり不便ニ体を御らん(覽)すてられかたく候て、我等そたてられ候ためハかりニ、若御身にて候すれ共、御逗留候て、御そたて候、それ故ニ、終ニ両夫二まみえられず、貞女を被逐候、然間、大かた殿二取つき申候て、京都之留守三ヶ年を送候、殊多治比を我々ニ弘元御ゆつり候へ共、井上中務丞ニ詳渡候て、押領候、然共、興元も十六七之御事候と申、第一在京都之儀候条、国本之儀急おほせつけられず候て<sup>候つる</sup>、中務丞不思儀ニ死去仕候間、其後井上肥後守(俊久、伯耆守井上俊秀調法仕候て、多治比へよひ上、さ候て、興元之御事、元就十五之時御下候、其間興元たのミ申候へハ、力もつよく候つる处、又幾程なく、元就十九歳之時、興元早世候、如此以後ハ、勿論親にても、兄弟にても、或伯父にて候、甥にて候なとの一人もたす、たゞひとり身にて候つれ共、今日まで如此か、ハり候事にて候、

【大かた殿】 貴人の母の敬称。また、特に未亡人になっている人の敬称。【室調法】 うまく事が運ぶようにいろいろと工夫すること。準備。支度。【角】

※ 【室】 『時代別国語大辞典 室町時代編』

【角】 『角川古語大辞典』

② 毛利元就書状 一三子教訓状 、『毛利家文書』四〇五

尚々、忘候事者、重而可申候、又此状、字なと落候て、てにはちかひ候事もあるへく候、御推量二めさるへく候、

三人心持之事、今度弥可然被申談候、誠千秋万歳、大慶此事候、

(1) 一 幾度申候而、毛利と申名字之儀、涯分末代までもすたり候ハぬやうに、御心かけ、御心遣肝心まてにて候、

(2) 一 元春隆景之事、他名之家を被続事候、雖然、是者誠のとうさの物にてこそ候へ、毛利之二字、あたおろかにも思食、御忘却候てハ、一円無曲事候、中、申もおろかにて候、

(3) 一 雖申事旧候、弥以申候、三人之半、少てもかけこへたて(懸子隔)も候ハ、た、三人御滅亡と可被思召候、余之者二ハ取分可替候、我等子孫と申候ハん事ハ、別而諸人之にくまれを可蒙候間、あとさきにてこそ候へ、一人も人ハもらし候ましく候、縦又か、ハリ候ても、名をうしない候て、一人二人か、ハリ候てハ、何之用ニすへく候哉、不能申候

(4) 一 隆元之事者、隆景元春をちからにして、内外様共ニ可被申付候於然者、何之子細あるへく候や、又隆景元春事者、当家たに堅固に候ハ、以其力、家中者如存分可被申付候、唯今いかに、我か家中、如存分申付候と被存候共、当家よハ(弱)成行候者、人の心持可相替候条、此兩人におゐても此御心もち肝要候、

(5) 一 此間も如申候、元春隆景ちか(違)ひの事候共、隆元ひとへ二、以親氣毎度かんにんあるへく候、又隆元ちかひの事候

共、兩人之御事者、御したかい候ハて不可叶順義候、兩人之事ハ、爰元二御入候者、まことに福原桂なとうへしたにて、何と成とも、隆元下知二御したかひ候ハて叶間しく候間、唯今如此候とても、た、内心二ハ、此御ひツそくたるへく候、

(6) 一 孫之代までも、此しめしこそあらまほしく候、さ候者、三家数代を可被保候之条、かやうにこそあり度者候へとも、末世之事候間、其段までハ及なく候、さりとてハ、三人一代ツ、の事ハ、はたと此御心持候ハてハ、名利之ニ可被失候、

(7) 一 妙玖ゑのみな、の御とふらいも、御届も、是二しくましく候

(8) 一 五童之事、是又五もし(吉)隆家室毛利氏所之儀、我々ふひんニ存候条、三人共二ひとへ二、此御心持にて、一代之間者、三人同前之御存分ならてハ、於元就無曲恨ニ可申候、

(9) 一 唯今虫けらのやうなる子とも候、かやうの者、もし、此内かしらまたく成人候するハ、心もちなとかたのことくにも候するをは、れんもん候て、何方之遠境など二も可被置候、又ひやうろく無力之者たるへきハ、治定之事候間、さ様之者をは何とやうに被申付候共、はからひにて候、何共不存候、今日までの心持、速ニ此分候、三人と五童之事ハ、少もわるく御入候者、我々二たいし候ての御不孝迄候、更無別候、(10)(11)略

(12) 一 我等十一之年土居二候つる二、井上古河内守所へ客僧一人來候て、念仏之大事を受候とて催候、然間、大方殿御出候而御保候、我等も同前二、十一歳にて伝授候而、是も当年之今ニ至候て、毎朝多分呪候、此儀者、朝日をおかみ申候て、念仏十篇つ、となへ候者、後生之

儀者不及申、今生之祈禱此事たるへきよし受候つる、又我々故  
 実に、今生之ねかひをも御日へ申候、もし〜かやうの事、一  
 身之守と成候やと、あまりの事二思ひ候、左候間、御三人之事  
 も、毎朝是を御行候へかすと存候〜、日月いつれも同前たる  
 へく候哉〜、(13) 略〜

(14) 一 連々申度、今度之次二申にて候〜、是より外二、我々腹中、  
 何二ても候へ候ハす候、たゝ是まで候〜、次ながら申候て、  
 本望只此事候〜、目出度々々、恐々謹言、

(弘治三年) 霜月廿五日

元就

隆元  
 隆景  
 元春  
 進之候

【涯分】 力の及ぶ限り。精一杯。〔角〕  
 【一円】 打消の語を伴つて用い、打消を強める。いつこう。まったく。〔角〕  
 【無曲】 不本意ながら、どうにも対処のしようのない状態である。〔室〕  
 【半】 「なかば」「なからび」と読み、「人と人との関係間柄」の意。  
 【かけこへたて】 気持が食い違つて、疎んじ合うこと。隔心。仲違い。〔角〕  
 【かゝハリ】 家を保つこと。  
 【ひやうろく】 愚鈍なさま、また、その人。〔角〕  
 【我々】 「われ」に同じ。私。複数表現をすることで、自己主張自己顕  
 示の印象を緩和し、謙遜の気持を込めて用いる。〔角〕  
 「我等」も同じ。

## II 毛利元就の正室 吉川氏(妙玖)

安芸国大朝新庄小倉山城主吉川伊豆守藤原国経の娘。  
 実名は不明。

明応八年(二四九九)生まれ、天文十四年(二五四五)十一月晦日没。  
 享年 四十七歳

### ◎ 妙玖の役割 — 団結のシンボル?

元就が七妻妙玖のこのみしのばれると子供たちに訴える心底を  
 疑つことはできないが、妙玖の想い出を呼びおこすことによつて、  
 一族団結をはかるうとする下心があつたこともいめない。

(河合正治氏「毛利一門団結のシンボル妙玖」『中国大名の研究』)

### ① 毛利元就隆元宛書状

『毛利家文書』五四四

猶々、当時元春も可分別候哉と存候、隆家之心持者何共候へ、  
 不入候、五もしと八等閑有間敷事にて候、又五もし事、女儀二  
 て候間、分別わるく候共、是とても気にかけて候ハて可分別事、  
 妙玖我等へ之儀たるへく候まで二て候〜、御方よりも隆景二  
 て可被仰候〜、

五竜局かた元春半之儀、其事にて候〜、元春分別不行届候と内々  
 存候而、就此儀者無曲存候、妙玖草のかけの事も我等同前たるへく  
 候〜、さ候間、以隆景可申由承候、尤候、隆景に可物語候〜、自  
 御方も元春に、唯今我等に示給候こと可被仰候〜、如仰、爰元  
 手本之味方にハ、誰二てもあるましく候、尼子方取かけの時も、五  
 竜はたと候つればこそ、下麻原ちま坂、誠明隙候て候つる、五竜敵  
 に成候者、勿論一大事之儀たるへく候、よくこそ我等縁辺申合候つ  
 れと存候き、それ弘元末期に、完(原文表記・以下は「完」を使用)戸方と知  
 音可為肝要由被申置候ツる、興元わろく候て、其保なく、五竜と被

取相候ツる、弘元ゆい言むなしく被仕故候哉、弓箭一円成立候ハ  
て、剩弓箭中二病死候ツる、さ様之所如何と存候而、我等事元源  
(実戸)と誠成水魚之思、縁辺申合たる事にて候ツる、次なから任  
筆候、暮々元春所之儀、御懇二承候ツるこそ祝着二候へ、爰元内  
々之力二ハ、別二ハ有間敷候、御分別之趣、近比可然存候、  
かしく、

【当時】 現実に行われたのを、目の当りに見たことを確認す

る気持ちを表す。現に。確かに。【角】

【水魚の思】「水魚の文(水と魚との関係のごとく、切っても切れぬ親しい  
交際友情をいう)をなす者の思い。親しく睦まじく、切り離し  
得ぬ思い。【角】

【近比】 近ごろになく、の意。全くもつて。たいそう。善悪いずれの  
場合にも用いる。【角】

## ② 毛利元就隆元宛書状

『毛利家文書』四二一

此御状、尤可然候、我等者、於此儀者常存居候へ共、さのミ  
物存あたりたても、御方并奉行衆などの心も不存候間、不及  
是非罷居候、妙玖被居候ハんにハ、涯分可被申事共にて候物をと  
思ひ居たる計候、我等へハ、至今日、愁訴むきの事者、うわ  
さにて候へ、被申たる事ハ候ハす候、内々之儀者、別而成懇意  
事ハ候ハねとも、無疎意申候ま、うれしかりにて候、何と  
やらん、一両年者、御方ハしか、共こと葉をもかけ不被申様見  
及申候て、不可然存候処、唯今御状之趣、近比可然こそ候へ、万  
事妙玖へ之御届かんえうにて候、豆州(吉川経世・妙玖兄弟)之儀之

御ことハりの次二承趣こそ、誠可然、本路にてハ候へ、次  
妙玖之次二申候、妙玖庵朝夕之念仏申させ候て、彼堂一僧一人扶持候  
て置候、(下略)

## ③ 毛利元就隆元宛書状

『毛利家文書』四〇六

是又御披見之後返可給候、

卷物之内二可申候へ共、此儀肝心候、おそれながら、三人のために  
ハ、守にも、何にもまさる事にて候間、別紙二申候、三人之間、露塵  
ほともあしさま二成行、わるくおほしめし候者、はや、めつほう  
と可被思召候、唯今当家のためハ、別二まほりも思惟もあるま  
しく候、た、此儀定かため、御方兩人のためハ不能申、子共迄  
之守たるへく候、張良か一卷之書にもまし候へく候、如今三家無二  
に候者、おそれながら、国中之人々にもこまたハか、れましく候、  
他家他国のおそれもさのミハあるましく候、

一 当家をよかれと存候者ハ、他国之事ハ不能申、当国にも一人もあ  
るましく候、

一 当家中にも、人二より、時々により候て、さのミよくハ存候ハぬ  
者のミあるへく候、

一 三家今のごとく無二二候者、此家中ハ御方之御心二まかせられ、小  
早河家中ハ隆景存分二まかせ、吉川家中ハ元春可任所存候、も  
しく、すこしもわるく候者、先家中よりあなつ(無)り候て、一  
かう事ハ成ましく候、然間、た、当家を初候て、三家之秘事ハ  
是まで二てあるへく候、一卷之書是二てあるへく候、露程も兄

弟間わるきめくみも候者、めつほうの基と可被思召候、吉  
事重畳可申承候、かしく、

尚々、めうきう被居候者、かやうの事ハ被申候するに、何まで  
も、一身の氣遣と存計候、かしく

【二かう】打消の語を下に伴って用い全部を強く否定する。

全然。(角)

#### ④ 毛利元就隆元宛書状

『毛利家文書』五四三

不人事の事多と存候へ共、口上など物かたりにハ不成事候  
間、筆二まかせ候、すき、の可為御披見候、

又此等之儀付而去年進之候書状、被取置候而、唯今給候、誠如此  
被思召誥誥候而、我等書状などよく御取置候而、如此之段、申も  
疎二こそ候へ、本望此事候、然間、此状をは重而進之候、  
そこもとにおかせらるへく候、此状二如申候、事により候て、毎々

妙玖之儀存計候、元就にも妙玖にも我等一人罷成、内外之儀ヲ、

三人へ之事者不能申、五龍之五もしなとか上までも諫をなし度事

の候へとも、我等事、内儀はたとくたひれ候て、きこん候ハぬま、

さ様之儀、妙玖事の忍候までにて候誠かたるへき者も候ハや、胸

中計にくたし候、内をは母親を以而おさめ、外をは父親を以

而治候と申金言、すこしもたかハす候までにて候、此書状者

既去年より御取置候事候間、又進之候、御ちらし候ハぬ様に御取

置あり、他見あるましく候、かしく

#### ◎ 毛利元就が妻室に求めた役割

### III 毛利元就の継室たち

#### □ 三吉氏

三吉豊高娘か。享祿二年(一五二九)生まれ、天正十六年(一五八八)二月  
十九日没。享年 六十歳

▽ 『黄龍山宗松禅寺開基毛利元秋公について』(藤岡大拙)

『江氏家譜』「元秋」項

同寺(雲州富田城新宮谷禅宗洞雲山宗松寺)二靈照院高月宗松大禅定尼此  
位牌勝山様ト云元秋君御母公ニテ一寺創建アリ

#### ① 毛利元就丸(乃美氏)宛書状

『長府毛利家文書』七八

中の丸  
より  
もとなり

まる  
まいる  
申給へ

とくに申候ハんをわすれ候、けふかさのほうし(毛利元應)かミをつみ候よ  
し申候二、四郎(穂田元清)六郎(天野元政)ふもと(麴)へくたり候、よけ候やう  
二候へハわるく候ま、とく、あかり候てあるへく候ハんよし、それさ  
まよりよく、おほせ候へく候、そのため二申候、

二ノ廿九

もと就

【髪をつむ】 元服のための理髪のこと。

【かさ(燈)】 郡山城内のかさで、元就と暮らす。

【中の丸】 郡山城内、継室中の丸の居所。

## □ 乃美氏 (乃美大方・まる)

乃美某(弘平か)娘。乃美隆興姉妹。

元就卒去後は、息穂田元清の桜尾城(廿日市市)に身を寄せ、元清に先立たれてからは、孫の秀元とともに長府に移る。

慶長六年(一六〇二)九月十四日、長門国豊浦にて没。

◆ 末子元総(後素包)への思い

## ① 乃美氏元清元政宛書状

『右田毛利家文書』二二四

まゝ、すこしもたかかけ(隆景)へ御いこん(遺恨)候ましく候、われらに御まかせ候へくく(中略)いはれぬ事をおんな身二申候ともよした(吉田・輝元・ぬた(沼田)二もおほしめし候つれ、このへさか(戸坂)の事ハ、われら久しくちきやう(知行)申候、いまさらにて候や、何と候ともてまへはな(赦)し候事あるましく候く、たい「い脱力」ちよしたにも御とりあげ候はん御こゝろにて候ハす候く、たとへへさかのくれうおはもとふさ(元総)事に御つかひ候ハ、われらてまへからしてとれくへなり共わたし申へく候、文くハしく御らんし候へく候、文からここともへ返し給へく

候、御ふたりをたのミ申へく候、

(中略)

一 へさかの事ハ、もとふさ四つ五つするとき、にちらひ(百頼・元就法名)御申おき候事、われらといのうへたしま(井上就重)よし又ならてしらす候、しうそ(愁訴)申すかたおく候つれとも、(中略)たれく申候共ふんへつ申ましく候とまで、かたく物かたり御申おき候、そのことはのすへをたのミ二申候てこそ、にちらひちかひめるとき、われらハ申すにおよはず、御しんるひしゆ(親類衆)二ハくちはミちよし(口羽通良)ねんころ二御申候ゆへ、はるよし(口羽善忠)御つかひにてるもとへしうそ申候、いの上たしませいをいれられ候て、才きく(菊)四つ五つするときよりくたされおき候れうち(領廻)にて、こんとたかかけの御ちからをそへ候と申候ても、われらおよそに申候ハ、なり候ましく候二、一めひ二わひ事申され候て返しくたされ候ところにて候、ほんもう(本望)これ二すきす候二、ふしき(不思議)のめうしゆ寺(妙壽寺)周慮たかかけおとされ候て、さまくたかかけへ申され候よし、ぬたよりうけ給候、さてくふしきの事申すもいかゝにて候、さりともめうしゆ寺一人にてハ、いかほとこの事ハ申いたされ候ましく候、たゝぬたのうち二くるわかし候物候へく候、かまいてく御心へいる事にて候く、御ゆたん候ましく候、いかほと久しくわれらちきやう申候ところにて候まゝ、もとふさくたり候てたにかう(談合)申候ハす候よりほか二ハ、たれくへもわたし返し申候事ゆめく候ましく候、御心へに申候、(中略)

一 あまり二めうしゆ寺おとされ候て、てるもと・たかかけ御なかあ

しくなり候て、たかかけの御いへの一大事にて候、へさかてるもと御しうしんはたと御い候よし申され候よし、ぬたより御申候まゝ、あまり心もとなく候て、よししたへうへさままで御なひせう(内証)きゝまいらせたく候て、人を御まいらせ候ところ二、この文のごとく二御返事候まゝ、そなたへにせまいらせ候、よのしゆへハすこしも御ミせ候ましく候、まさ(天野元政)とそもしさま御ふたり御らんし候へく候、すこしも御ちらし候ましく候、(下略)

## ② 毛利輝元乃美氏宛書状

『右田毛利家文書』二二三

〈追つて書き略〉

このほとハ御つかひめてたく候、かミ(上)より元ふさ(総)御つかい御くたし候、そこもとへもまいりにて候はんまゝくハしく御さう(左右)きこしめし候するとそんし候、はるく御しんらう御大き申はかりなく候、そなた御心つかい中くすもし(推文字)いたしなし候、御心中二そんし候(中略)はしは(羽柴秀吉)へもかせい(加勢)のけいこ(警固)さしのほせ申候、かね(金)なとをもちいふん(涯分)たんそく(短息)候て、もとふさへのほせ申候、いろく御そんち(存知)なきたんそくいたし候、元ふさ御さいちん(在陣)からハ、さら二ニなくおろ(疎)かにそんし候する事御さあるましき御事と申事候、いさゝか我々てまへの所、ゆるかせ御さなく候、そこもと御さう候ハ、おほせくたさ

るへく候、我々よりおいく人のほせ申候、いまた一人もとり候ハす候、いか候てゑんにん(延引)候かとの申事候、まかりくたり候ハ、申あげ候へく候、(中略)いさい此物申あげ候へく候、めてたくかしく、

卯月九日

〔短息〕力を尽くして行くこと。(角)

## ◆ 長子元清の思い

## ③ 穂田元清毛利輝元宛書状

『毛利家文書』八四七

〈前略〉

今度上口之儀及太破候、然者、我等事内々罷立御用度覚悟候、此度之儀、以其故奉伺候処、被成御分別候、(中略)

- 一 自然なたる儀候共、御丸(元清生母乃美氏)へ被付御心候て被下候ハ、今生後生可忝候、別之申事ハ聊無之候、此事たのミ申候、別二被頼候方も候ハす候、(中略)殿様計をこそ被頼候間、筋目不被思召違、似相二落着等之儀をも被仰付候ハ、洞春様へたいし候てと申、又我等式までの可為御届候条、確々奉頼候、
- 一 六郎(元政)殿之事、是又殿様被付御心候ハてハ不叶儀候、(中略)
- 一 かうさん(山内豊通室か上原元将室か)の事、これ又奉頼候、(中略)
- 一 我等弟才菊丸(秀包)之事、是又奉頼候、(中略)
- 一 御中の丸之事、子共被持候ハて、無力仕合候、御分別有へく候へ共、殿様御かけならてハ二て候間、能々被付御心候て可然候、第一洞春様への御届二ても候条、不可有御見捨事、我等まで目出度

候へく候、我等ほそき時より別而被懸目候条、申上事候、(下略)

【式】「ありさま」「ていたらく」の意で、自己や他者外物を十把ひとからげにすることによって、卑下・蔑視の感を添える。自称に

付く場合は、「我等」に付くことが普通。【角】

【礎】動作・状態が的確で完全であるさま。きちつと。すっかり。【角】

◆ 元就の指示

④ 毛利元就元清宛書状

『長府毛利家文書』九三

与次(二宮就辰)給候間、庄原相副候て小木工(小倉元悦)所へ遺候、於某元も少々之出入をは可被申聞候、又皆々殿原共何事二付而もすい(隨)を仕之由候、さ候ハんと存候、とり分之者共、此方へ内儀ちうしん(注進)すへく候、又於元清も十五六之身にて候ま、ちと可申付事二候、あまりに存分もなき事にて候、猶々、くハしき事者、丸より可被申候、かしく、

四郎殿(穂田元清)御返事

右馬  
元就

⑤ 乃美氏元清宛書状

『長府毛利家文書』七九

まるへ  
まいる

つめより

このふみ上よりわれらへ給候ま、見せまいらせ候、御心へ被申候、くわしくこの物か申候、

与次返し候ほとにまいらせ候、とのはら(殿原)ともすい(隨)な

る事ハ、こゝもとへたれ、とないき(内儀)申こし候へと申つかハし候、又四郎としてもうちた、き候事をこそし候ましけれ、こと葉二での事ハちとやかてしかるへく候、十五ツの身にてもなく候、十五十六の身にてハあまりに、そんふんもなき事候、せうし(笑止)までにて候、それよりよくないきおほせ事候へく候、かしく、

【隨】自由気ままなこと。【角】

【笑止】優越的な立場から他の所業や発言に接して、それを愚かし  
いと思ふさま。【角】

◆ 晩年の乃美大方

⑥ 小早川隆景書状

『普賢寺文書』三

大方(毛利元就継室乃美氏長女御逗留之供辛勞候、はや炎天候之条、先以大辻御見物いたされ候、御下向可然候、其後無音申候間、源次を差上せ候、御供候て下待人候、土用之中、自然御気相なと悪敷候へハいか、にて候、此思慮(肝)要候、元政も被上、可被申越候、恐々謹言、

六月五日

【自然】万が一。もしかして。ひょとして。【角】

【気相気合】気分。気持。気力。また、気分の悪いこと。【角】

□ 小幡氏(中の丸・御東大方)

小幡某娘。小幡四郎姉妹。寛永二年(一六二五)九月廿五日没。

① 『兒玉克嫡宗藤原氏小幡家系』

初称中之丸殿

御東大方

元就公御継室初嫁三沢某云 元就公娶之令居芸州郡山城中之丸故称中之丸殿 公薨後移居同国廿日市桜尾城東之丸故称御東大方後居萩(下略) 逝于防州山口寿不知(下略)

◆ 元就との交流と中の丸への信頼

② 毛利元就中の丸宛書状

『吉川家文書』二二七

なをく、かなもしいよく候ハんと思ひ候て、その  
ち申さず候、まめ二候や、うけ給たく候く、ひとひも  
申候ことく、ひ(火)のはた(端)の御ようしん(用心)かんえ  
うにて候く、かしく、

さしたる事候ハねとも、ひんき(便宜)すこしかたく候ま、一ふて御  
申まいらせ候、たか(隆)元そのほかおそ(遅)く候ほとにあひまち候と  
て、はやくとしをとり候事になりまいらせ候、正月にはとくく  
おもふまゝの事はやくとかいちん(開陣)候ハんするあいた、御心や  
すかるへく候く、とくく(り)うん(理運)の事にて候ま、としをと  
り候てもくるしからすこそ候へ、此たひゆ(言)矢ハとりすめ候  
するま、ほんもうにて候く、めてかく又々かしく、

【開陣】

① 敵陣に張っていた陣宮を撤去し、兵を引き上げる  
こと。 ② 特に、戦いに勝って陣を引き払い、本拠地に

凱旋すること。【室】

【理運】 ① 道理になかっているさま。道理至極。 ② 戦いが有利

に展開するさま。勝利。戦勝。【角】

【かなもし】 「金」のつく幼子を指す文字詞か。 ↓ ※

傍線部 河合正治氏「毛利一門団結のシンボル妙玖」

なお、仮名文字をいっそう上手に書きたいと思いつながらその後練習もしない  
でいる。この手紙なんとか書けているだろうか承りたい。

※ 毛利元就寄進状

『嚴島野坂文書』二〇六

為金鶴祈念於山代(周防国玖珂郡拾貫寄進候、御誠精可為祝着候、

仍状如件、

永祿四年(一五六二)六月十五日

③ 毛利元就中の丸宛書状

『秋藩閣録 遺漏』卷三二

此ほとハ御返事ながら、くハしくうけ給候、御うれしくみまいらせ  
候、その御事何共くせうし(笑止)におもひまいらせ候ところニ、  
心つよく御もち候て、何よりくかんえう(肝要)にて候く、我く  
あんとしてこそ候へ、なをくよくく御心ゑ候へく候、何事く  
くハしく申候すれ共、我く事御すもし(雅文字)あるへく候、又それ  
の御事もすもし申候ま、中くハしからす候、めてたく又とか  
しく

【笑止(勝事)】

差し障りとなるような事態に遭遇して困惑するさま。

【角】

④ 毛利元就中の丸宛書状

『毛利家文書』二六〇二

なをく、此文、人など候ハぬすきに、そとく御めにか  
 けさせ給ひ候へく候、さ候而、又御ちらし候ましく候く、  
 又申まいらせ候、おさき(尾崎)へおりく御出よし、ひとひう  
 け給候ツる、おさきにもさやうにおほしめし候ハ、しかるへ  
 くこそ候へく、我く事、さいく文なり共御まいらせ候ハ  
 んするを、こゝもとこくち(小口)あつかひハかりにて、ふさた  
 申候、くちおしく候、御心ゑ候て給へく候、こうつる(幸鶴)い  
 よくせいしん候ハんと、何よりくめてたく、月ほしと、こ  
 れのミ思ひまち入候ハかりにて候く、中く申もおろかにて  
 候、申におよひ候ハねとも、何事もくきふん(機分)らしくす  
 ちめ(筋目)らしく候やうに、ないくいよくかもし御いけん  
(異見)かんえうに候く、さた(沙汰)京よりの御つかひ、ちか  
 くくたられ候するま、けんふく(元服)共候するま、はや  
 くおとこになり候するま、我々大けいまんそくにて候、めて  
 たく又々かしく、

【機分】おのずから表れる天賦の器量。持って生まれた気性。「角  
 さた」「大日本古文書」「毛利家文書」傍注は「左太カ」とする。

「左太」は、桂元忠のこと。

◆ 元就庶子への配慮

⑤ 毛利輝元中の丸宛書状 『秋藩閥閥録』卷六四 二宮太郎右衛門2

御物かたり申候やうに、二 余次(二宮就辰)之事人多きと申なか

ら、へつ(思)して御こゝろやすく御目かけられ候、申におよはつ候  
 へとも、我くにおひて少もほうきやく(忘却)御座なく候、申もお  
 ろかにて候、已後の所は我く一身二そん(存)し候まで候、御物か  
 たり申候おもむき、よくく御申きかせ、めてたく候く、悦かし  
 く

※ 二宮就辰(にのみやなりとき) 幼名虎法丸。母は、備後国矢田甲斐守の娘で、  
 元就の妾。懐妊した後、土佐守春久に嫁し、就辰が生まれた。元就卒去  
 後は、輝元の奉行人として登用された。

◆ 中の丸と家臣の処遇

⑥ 毛利氏奉行人連署書状 『秋藩閥閥録』卷二四五 作間四郎右衛門9

其方事、自東之御丸御理被仰付而、如前と被進之置候、向後何篇無  
 御油断、堅固可有御奉公之事肝要候、此由可申旨候、恐と謹言

七月廿五日

(以下署名略)

作間源十郎殿

◆ 元就卒去後の中の丸

⑦ 『宗公歌集』(山口県文書館蔵) 『私家集大成』中世V上 所載による

元龜第二曆林鐘中二日、夜なかうち過るほとより、毛利陸奥前司大  
 江元就心ちあしくなり、一かたならつわすらひ給ひ、終に十四日辰  
 刻はかりになむ絶はて給ひ侍りぬ、(中略)

次の日かしらおろし侍ぬよしき、給ひて、中の御局より、この夏のころ  
 は着馴給ひしうすきころもを御形見にとて送りくたされし時、恩賜御

衣今在此、毎朝捧以拜余香、とあそはされし神詠の尊詩までもひ出られて

ぬきをきし身をうつせみのから衣のころかをりを

かたみとやきん (下略)

※『菅家後集』「九月十日」(日本古典文学大系)72に拠る)

去年今夜待清涼 秋思詩篇独断腸

恩賜御衣今在此 捧持毎日拜余香

#### IV 毛利元就と嫁 毛利隆元正室尾崎局(小侍従)

大内義隆養女、実は内藤下野守藤原興盛の娘。  
元龜三年(一五七二)九月晦日没。法名仁英妙寿。

#### ◆ 尾崎局の立場

##### ① 毛利元就「尾崎」(隆元宛書状)

『毛利家文書』四一七

此状等、他見候ハて、火中々、

我々への状案給候、得其心候、尤可然候、少入筆候

一年寄へ之儀も、た、此分を被申候而可然候、是非共、此度之事者、惣次罷出馳走候ハてハ不可有曲候間、各被成其心得、一廉馳走、可為祝着由、かたく可被仰候、(中略)

一 上野介(志道広良)二も、年寄衆へも、使衆の物語二八つほねかた(隆元夫人大内氏の御事、屋形(大内義隆)さまより給候、かやうの段も、第一

一かとの儀候処、一円無其曲、隆元うつつけ者にてあるへき事ハ、余

口惜儀候条、遠慮も思案も、於于今者、於隆元者不入候、抽自余候事こそなく候共、せめて惣次之所へ罷出ハねハ、はや防州屋形被思召口(候)処者、不及了簡之由、可被仰候、(下略)

【惣次】ソウナミ 一般の傾向。世間並み。[角]

【馳走】馬や馬車を駆って走ること。[角]こは、参陣すること。

【一廉】ヒトカド それ相応に。[角]

##### ② 毛利元就井上衆罪状書

『毛利家文書』二九八

おさき

御つほね

まいる

もと就

元就兄候興元死去以来、卅余ヶ年之間、井上河内守悴家中二仕付候習之条々之事、

一 悴評定其外用段二付而呼候時、曾、以不来候事、(下略)

【悴】カセ やせ細る意の動詞「かす」の連用形の転。しよほくれた。みずからに関するもの謙称として添えることもある。[角]

隆元嫡男輝元幸鶴元就孫への総領教育

##### ③ 尾崎局桂就宣宛書状

『毛利家文書』二二二九

そのふんにこそ申まいらせ候、いよ、とてもかいふん涯分われ、ゆたん(油断)なく申きかせまいらせ候へく候、そのたん御心やすくおほしめされ候へく候、しせん(自然)ゆたんの事とも御いり候するときハ、こなたへ御ともしなくおほせきかせられ候する事、何よりめてたく思ひまいらせ候へく候、御悦又々かしく、

たかはる(内藤隆春局弟)にておほせきかせられ候御事、いち〜こゝろをまいらせ候、いせんも五りう御かもし(五蔵局元就様さまへも申まいらせ候ごとく、われ〜かやうに候ていまいらせ候するほど)にてハ、てるもと(輝元なひ〜)内々のころもちの事ハ、かいふんわれ〜ゆたんなく申きかせ候するま、そのたんにおき候てハ、御きつかひ御いり候ましく候、なに事もたかもと(隆元)の御とき二ちか(違ひまいらせ候事御いり候ましく候、てるもともなひ〜)

おさま  
より  
こしう  
かつか  
まいる  
さへもん大夫との  
御申給

④ 毛利元就小侍従(尾崎局)宛書状 『毛利家文書』二六〇〇

此ほどはいさゝか申まいらせ候事候て、御の意をうけ候ところにて、元二おほせわけれ、こま〜とうけ給候、まことに〜めてたく候、めてたく候、ことにてる元よりもあひたつねられ候事共候ま、さやうの事又かれこれ申まいらせ候、申わけられかたく候へ共、御たつね候て、きこしめされ候て給へく候〜、くれ〜よろつめてたく候〜、かしく

V 毛利元就と孫娘(吉見広頼室)

毛利隆元女、母尾崎局。輝元姉。吉見三河守源広頼室。  
元龜二年(一五七二)十月六日没。法名高覚妙悟。  
尾崎局、津和野局、吉見局とも。

◆ 祖父と母と娘

① 毛利元就尾崎局吉見局宛起請文 『秋藩閣録』卷六 毛利伊勢

〈追て書き略〉

吉見ごもとあいた(間)そうせつ(雜説候よし、一日ハよし三ひろ(広頼)より御ふみ見まいらせ候、返事申候つる、又このたひハ、よし三のかもし(寛局)よりの御文見まいらせ候、さても〜、かやうの事をハ、いか(如何)体のもの申候て、まさ(正頼)ひろ頼など御とりあけ候て、かやうにおほせられ候事にて候や

一 そなたさまにも御そんし候やうに、よし三とのひやうり(表裏)御さ候ハんと(事)ハ、今日までハわれらなとハうけ給つけす候、かやうのそうせつ申事ハき、申さす候、さためてそれさまなどの御ミへも、入候ましく候とす(推)もし申候、たし御みへハ入まいらせ候や、うけたまはりたく候 (中略)

かやうのそうせつをハ、もと就にハうけたまわるましき事、めてたかるへく候、かくのごとくよし三の御いへ(家)、もり(毛利)かせいへ(怪家)申たんし候うへにて、おほう(仰)せられ申候へハ、あまりにひきやう(比興)なる事にて候ま、返事申候もめいわく(迷惑)候、以後ハもと元就にハおほせきかせられましき事、めてたく存候、それについてほういん(宝印)のうら裏にて、御ふたりへ申まいらせ候、 (下略)

【雑説】 世間に流布する根拠の明らかでない噂。【角】

【表裏】 ことばや態度が内心と一致しないこと。【角】

【比興】 正常から外れてよくないさま。けしからぬさま。【角】

【迷惑】 当面する事態の対処に難儀すること。途方にくれ困惑する。【角】

② 吉川元春正頼宛書状

『萩藩閩録』卷六 毛利伊勢

去十三日之御状今日十六到来拜見候、仍其許尾崎御局方(元頼)不慮之御事不及是非候、御朦氣之段察計候、自是社先可得御意候処、吉田尾崎大方(隆元)不被弁前後、忘却不及沙汰候間、与風(ト)罷出さ様之儀取乱罷成御報口惜候、我等迄朦氣之段可被成御察候、元頼之御事は不能申候、御方様御愁傷令察候、(中略)輝元若輩之儀候間、是非正頼、元頼以御憐愍、吉田之悴家連続之段偏奉憑之外無他候、呉と段と蒙仰候通、輝元隆景可申聞候、我等事向後猶以得御意、不可存疎略候、(下略)

③ 津和野局輝元宛書状

『毛利家文書』二二三五

返々、御事しけき中へ、よくそ〜おほしめしより、わさとの御ふみ、御うれしくおもひまいらせ候、こなたよりこそ、さい〜文二ても申たく候へとも、はる〜の御事二て候へは、おもひなからうちすきまいらせ候、御きあひともよくおはしまし候や、いつも〜うけ給たく候〜、くり返し〜ことし御のほ(上)せ候ましくとおほせ候ま、はる(春)はかならず御よ(呼)ひ候へく候、めてたく又々かしく、

我〜のほりの事につき、下へもわさと文にて御申よし、うけ給候へ共、御ちん(陣)中の事二て候ま、御のほせ候ましく候とおほせ候ま、なにととも〜せうし(笑止)二て候、何としても、ちいさま(祖父)様元感御けものうちに、一たひ御めにかゝりたきとのねんもし二て

候、めうねん(明年)のはるは、なにと御申候とも、そなたへむか(迎)ひをこい候て、かならすのほりまいらせ候へく候、なにとしても、ことし中ちもしさま御けもしに候へかすと申事二て候、ことのほか御としより候よし(申)うけ給候へは、一しほのほりまいらせ候たくこそ候へ、その御かたいよ〜おほしめし候ま、のよしうけ給候へは、我〜ひとりとめてたくこそ候へ〜、さそ〜それさまの御きつかひ御しんらう、さなから此かた二てあさゆふ申はかり二て候〜、さりなから、こんと(言)いつかたもおほしめすま、になりまいらせ候て、めてたくこそ候へ、よし(言)田にも、かもしさま母上様、ちもしさま(祖父)様に事なく、御きあひよく候よし、御うれしくこそ候へ〜、くれ〜もちか〜に御かいちんのよしうけ給候に、のほり候へて、ほひなふこそ候へ〜、めうねんはなにとしてものほりまいらせ候へく候、めてたく又々かしく、

④ ? 尾崎局吉川元春宛書状

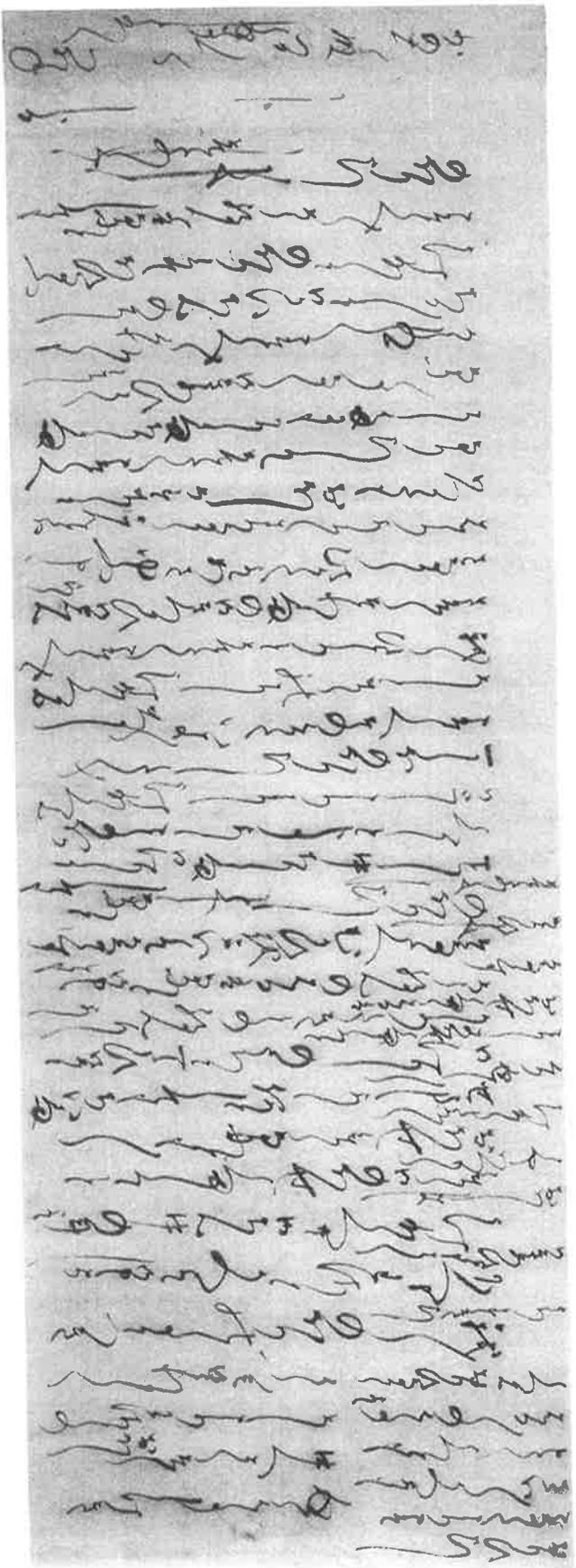
『毛利家文書』二二二六

くたされ候へく候、うちたの(言)申候〜、申まで(言)候ハねとも、申事二て候、御悦かさね〜申候へく候、  
さて〜ちいさま(元感)の事、御としよりとハ申なから、かやうにふとの事とハおもひまいらせ候ハぬ二、ふしきに御かくれ候て、中〜ちからおとし、申もおろか二て候、をなし御事に、さそ〜と、御しん中おしハかりまいらせ候、てるもと(輝元)の御事、ひとへ〜それさまと、たか(隆景)さまとたの(言)申候、おや(親)に御なり候て、御ちからにも御なり候て、かしく、

↓ 別紙「津和野局(輝元姉)消息か？」参照

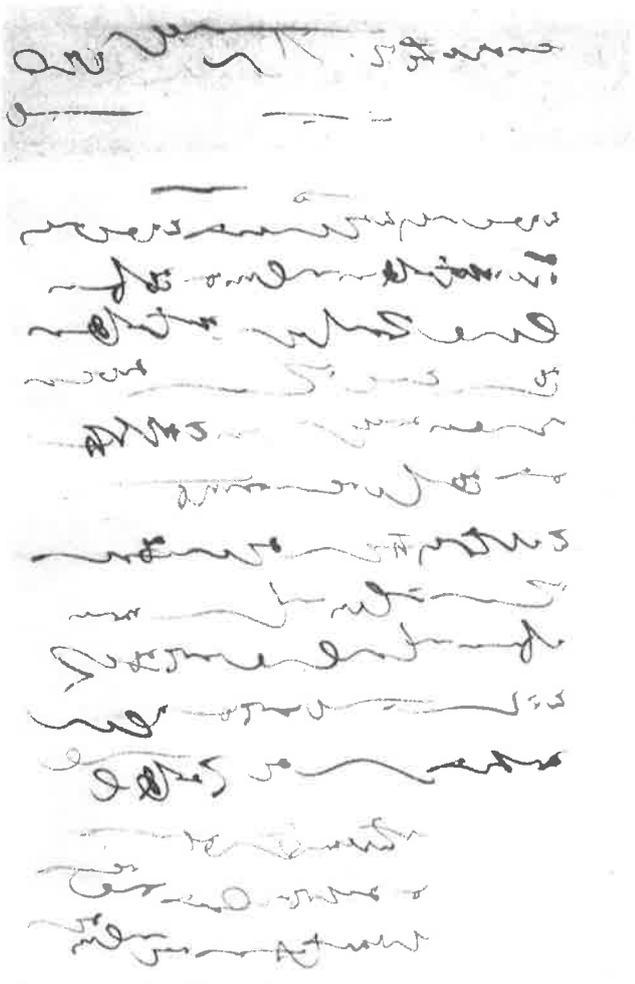
津和野局（輝元姉）消息か？

「毛利家文書」一三三五



33 吉見広頼夫人消息(毛利博物館)

「毛利家文書」一三三六



36 毛利隆元夫人消息(毛利博物館)